



津市からのお知らせ

NEW TSU ニューツ



年に1度は特定健康診査を受けよう

保険医療助成課 ☎229-3317 FAX229-5001



津市国民健康保険特定健康診査の受診券を対象者へ6月に送付しました。5月14日以降に新たに津市国民健康保険に加入した人の受診券は、8月10日以降に発送します。健診内容など、詳しくは広報津7月号と同時期に配布の「令和8年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。健診の結果、生活習慣病の発症リスクが見受けられる場合は、保健師などの専門スタッフが生活習慣の改善をサポートする特定保健指導をご案内します。ぜひご利用ください。

生活習慣病の多くは、運動不足、不適切な食生活などの積み重ねによりメタボリックシンドロームが引き起こされることで発症します。メタボリックシンドロームに着目した健診を受けて、生活習慣病を予防しましょう。

対象 津市国民健康保険に加入中の40～74歳 ※昭和26年9月1日～昭和27年1月23日生まれの方は、後期高齢者医療制度の切り替え時期と重なるため、75歳の誕生日前日までに受診してください

受診方法 県内の協力医療機関による個別健診または市内で行う集団健診のいずれかを予約

健診の期限 個別健診…11月、集団健診…来年1月

費用 500円(令和7年度市・県民税非課税世帯の人は無料)



特定不妊治療費助成制度のお知らせ

保険医療助成課 ☎229-3158 FAX229-5001



特定不妊治療の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。申請条件や助成額など、詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

対象 次の全ての要件を満たす夫婦

- 治療開始時点で法律上の夫婦または事実婚の夫婦
- 夫婦の一方または双方が津市の住民基本台帳に記載されている
- 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満

申請期限 特定不妊治療が終了した日から60日以内(終了した日を1日目とする)

助成の種類	助成回数
① 保険適用の特定不妊治療と併用して実施された、保険適用外の先進医療費への助成※1	上限なし(条件あり)
② 保険適用終了後の特定不妊治療に対する回数追加の助成	1子あたり保険適用の治療の回数と③を含め通算8回まで
③ 着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)を含む特定不妊治療費への助成※2	1子あたり通算6回まで ただし、1子あたり保険適用の治療の回数と②を含め通算8回まで

※1 保険適用外の先進的な医療技術として国に認められたもので、保険診療と組み合わせて実施できるもの

※2 治療開始時における妻の年齢が35歳以上43歳未満で、2回以上の特定不妊治療による胚移植の不成功の既往を有する不妊症、2回以上流産の既往を有する不育症、または夫婦のいずれかに染色体構造異常が確認されている場合